

2011

安全報告書



野岩鉄道株式会社

安全報告書

目 次

1	ごあいさつ	1
2	安全を確保するための基本方針と目標	2
2-1	安全に関する基本的な方針および安全に係る行動規範	
2-2	安全目標	
3	安全を確保するための管理体制と方法	3
3-1	安全確保するための管理体制	
3-2	主要管理者の責務	
3-3	安全を確保するための管理方法	
3-4	安全管理体制の充実を図るために	
4	鉄道事故等について	7
4-1	輸送障害	
4-2	運転を見合わせた時間	
5	安全への取り組み	8
5-1	重点安全施策	
5-2	国土交通省令等の改正にともなう取り組み	
5-3	安全活動	
5-4	緊急時対応訓練	
5-5	鉄道テロ対策	
5-6	列車妨害対策	
6	ご利用のお客さま、沿線の皆さま関係者の皆さまとともに、	14
6-1	ご利用のお客さま、関係者の皆さまへのPR活動	
6-2	関係者の皆さまとの協力体制	
6-3	ご利用の皆さまへのお願い	
7	安全報告書へのご意見や列車のご案内	18

1 ごあいさつ

安全報告書の発行にあたって

この度、東日本大震災により被災された方々、また、そのご家族に対しまして、社員一同心からお見舞い申し上げます。被災地の早期復興をお祈りしております。

野岩鉄道会津鬼怒川線は、会津地方と首都圏を直結する地方幹線鉄道新設により交通の利便性の向上と点在する観光地、温泉地の開発を目的に、南会津地域父祖3代の悲願が叶い、昭和61年10月に第三セクター鉄道として開業し、平成23年で開業25年を迎えました。

震災発生直後、首都圏と会津地方を結ぶ主要幹線道路・鉄道等が機能しなかった期間、幸いにも設備等の被害が無かった当社線が、その代替交通機関として利用者の皆様の利便性を確保出来たことは、喜びとするところであります。

開業以来、社是として「安全・確実・親切」を掲げ「鉄道輸送の安全」を最優先にして取組み、今日まで無事故で推移してまいりました。

また、運輸業における安全輸送を確保するための取組みを図るため、平成18年3月に鉄道事業法の一部改正がなされ、これを受け野岩鉄道では、同年10月1日「安全管理規程」を制定し、役員から従業員まで安全を最優先する意識付けの定着を進めてまいりました。

当社では、今後公共交通機関として安全輸送を基本に、観光路線としての特性を念頭に、ご利用のお客様や沿線の皆様のご理解、ご協力を賜りながら「おもてなしの心」をもって事業を進めてまいります。

本報告書は、鉄道事業法第19条の4に基づき、野岩鉄道が現在まで取組んでまいりました輸送の安全を確保するための施策について、皆様にご理解いただくために作成いたしました。

当社の経営も大変厳しい状況下にあり、運輸収入の減少が続く中で、利用者の安全を第一に利便性や信頼の向上を目指し、社員一丸となって鉄道事業による社会貢献に日々努力しております。



ハード面の諸施策には限界がありますが、従業員への資質管理・教育・訓練などのソフト面での施策の充実を図ってまいりますので、今後とも皆様からの忌憚のないご意見・ご感想をいただきたくお願い申し上げます。

野岩鉄道株式会社
代表取締役社長

星 光 芳

安全を確保するための基本方針と目標

2-1 安全に関する基本的な方針

および安全に係る行動規範

野岩鉄道では、安全に関する基本的な方針および安全に係る行動規範として、「安全管理規程」（平成18年10月1日制定）に於いて、次のとおり定めております。

（1） 安全に関する基本的な方針

当社は「安全・確実・親切」の社是の精神に基づき、社長及び役員は勿論、従業員各自が安全を最優先する安全意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、鉄道施設・車両等を整備点検しこれらを取扱う社員の資質の向上を図り、これを調和させ輸送の安全を確保する。よって安全性をより一層向上させお客様が安心してご利用いただける体制作りに努めます。

（2） 安全に係る行動規範

社長、役員及び社員の安全に係る行動規範は運転安全規範に定めるほか、次による。

- ① 一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともに、これを遵守し厳正忠実に職務を遂行します。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- ④ 職務の実施に当り、推測に頼らず、慣れにおちいらず、確認の励行に努め、疑義のある時は、最も安全と思われる取扱いをします。
- ⑤ 事故・災害が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
- ⑥ 情報は漏れなく、迅速・正確に伝え、透明性を確保します。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

2-2 安全目標

安全管理規程に定めた安全に関する基本的な方針および安全に係る行動規範に基づき、全社員に安全第一とする意識の確立と関係法令等の遵守の徹底に努めてまいります。

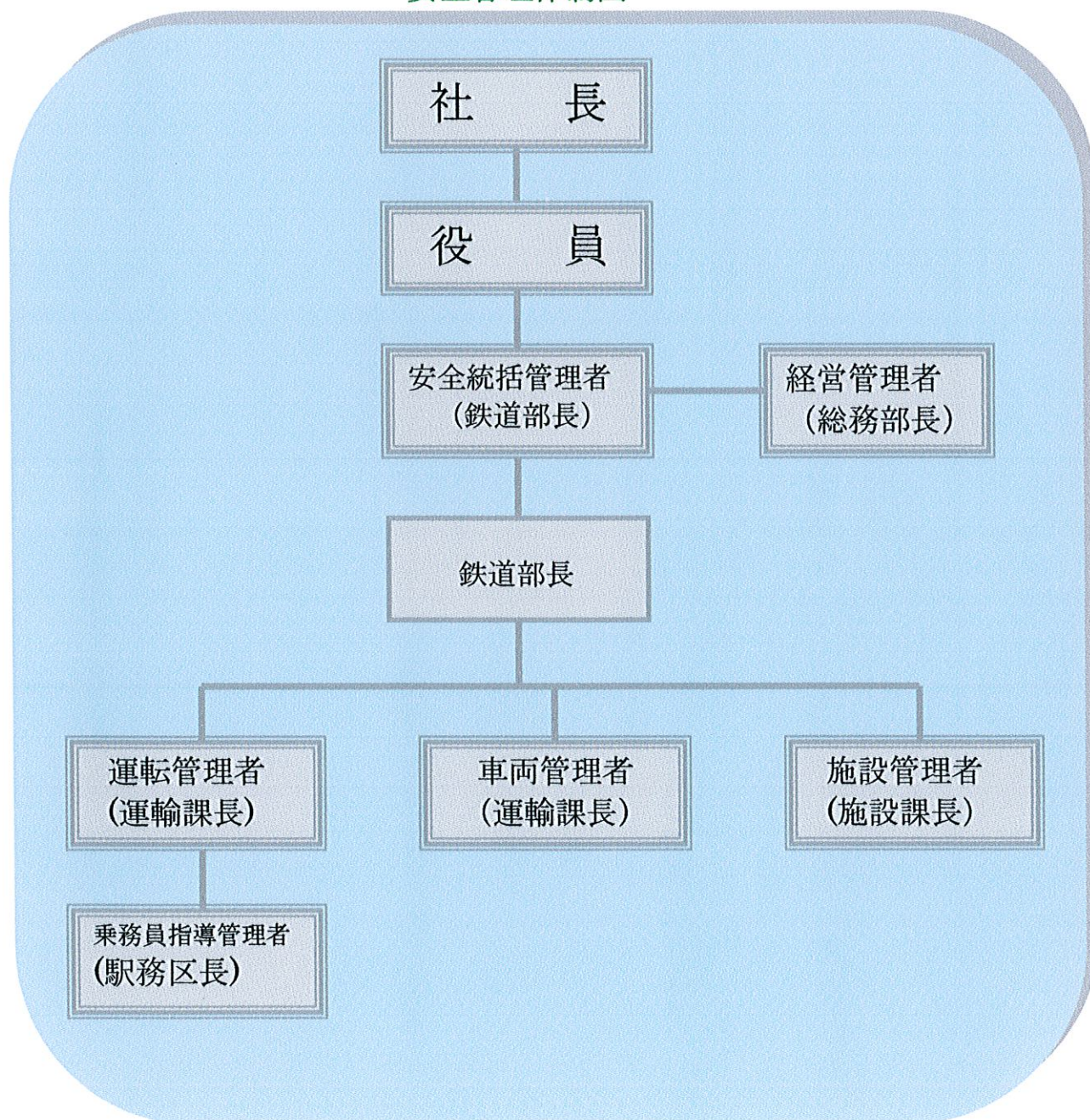
当社では、昭和61年10月9日開業以来、人的ミスに起因する事故は発生しておりません。今後ともお客様が安心してご利用いただくためにも、「重大事故・重大インシデント」は勿論のこと人的ミスに起因する事故、ゼロを目標に努力してまいります。

3 安全を確保するための管理体制と方法

3-1 安全確保するための管理体制

野岩鉄道では、鉄道事業法に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業運営の方針、事業の実施及び管理体制・方法を定めることにより、安全管理体制を確立し輸送の安全の水準の維持及び向上を図ることを目的として、「安全管理規程」を制定いたしました。同規程には、輸送の安全を確保するための基本方針、行動規範のほか、社長が選任した安全統括管理者のもと、輸送事業における安全の確保に関する体制、責任者の役割、権限等について定めております。

安全管理体制図



3-2 主要管理者の責務

(1) 社長の責務

社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責務を負い、主に下記事項を行う。

- ① 輸送の安全を確保するための運輸事業の実施及び管理の体制を整備するとともに、運輸事業の実施及び管理の方法を定める。
- ② 輸送事業の遂行に当たり、設備、輸送、要員、投資、予算その他の必要な計画の策定に関して適切な管理責任者を配置し、安全性及び実現可能性の観点からの検証を行わせる。
- ③ 輸送の安全を確保するため、輸送事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行う。
- ④ 安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重するものとする。
- ⑤ 事故・事故のおそれのある事態・災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態の規模や内容等に応じ、事故対策本部の設置や責任者、対応方法その他必要な事項を定め、社員等に周知、徹底をする。
- ⑥ インフラ設備等について、必要な措置が講じられるよう関係行政機関に要請を行う。

(2) 安全統括管理者の責務

安全統括管理者は、輸送の安全確保に関し、下記に掲げる責務を有する。

- ① 鉄道施設・車両・運転取扱いの安全性及び相互の部門間の整合性を確保するとともに、安全確保を最優先し輸送業務の実施及び各管理部門を統括管理すること。
- ② 社員等に対し、輸送の安全に関する法令及び関連する規程等の遵守と安全第一の意識を徹底させること。
- ③ 輸送業務の実施及び管理の状況について、随時確認を行い、必要な改善の処置を講じること。
- ④ 輸送の安全の確保に関する事業運営上の重要な決定に参画し社長または役員その他必要な責任者に対し、輸送の安全の確保に関し、その職務を行う上での必要な意見を述べること。
- ⑤ 輸送の安全の確保に関し、事故、災害等その他必要な情報を収集し、運転管理者その他必要な責任者にこれを周知または必要な指示を行うこと。

以上の事項について、会社全体を見渡し、安全推進体制の確保強化に取り組んでおります。

3-3 安全を確保するための管理方法

野岩鉄道では以下のような安全管理方法によって、安全推進体制の確立に取り組んでおります。

(1) 運転事故防止対策委員会

当社は、運転事故防止・災害防止・テロ対策等について、2カ月に1回「運転事故防止対策委員会」を開催しております。同委員会は、安全統括管理者である鉄道部長を委員長とし各部の責任者及び関係管理者が出席し安全に係るすべての事項について、計画・対策・評価・見直し等の審議をし、安全対策に取り組んでおります。

(2) 部課長会議

本会議は、社長、役員、常勤監査役も出席するとともに各部課の係長以上の責任者が出席し、月1回開催しております。同会議は会社としての経営方針、営業方針等も含め審議するほか、各部門からの業務関係・職場環境等情報報告の中で職場内で発生するいわゆる「事故の芽」「インシデント」事例等について審議し、その場で見直し改善できる事項や時間・経費を要する事項等について経営トップの判断をあおぎながら実行にうつし、輸送の安全確保を図っております。

(3) 「輸送の安全」総点検運動

当社では、夏季及び年末年始期の年2回、繁忙期に於ける事故防止体制とテロ対策確立を図り輸送の完遂を期するため、「輸送の安全」総点検運動を実施しております。本運動においては、各部門が実施項目を設定し、日常作業における慣行、手抜き、基本動作の不履行等「事故の芽」対策のチェック点検を行っております。

(4) 経営トップによる実作業の確認と現業職場巡回及び訓示

年2回実施される「輸送の安全」総点検運動期間中、経営トップ及び取締役が現業職場を巡回し、運転事故防止と安全意識の徹底を図るとともに通常業務に対する慰労と協力及び実作業の確認を行っております。



(総点検 職場巡回社長訓示)

(5) 継続的な安全性の向上

原則2カ月に1回開催される「運転事故防止対策委員会」、また社長が出席し、毎月開催される「部課長会議」で審議される会社経営計画、施設整備計画、業務運営計画、従業員の教育訓練、輸送の安全対策等については

計画 (Plan) → 実施 (Do) → 評価 (Check) → 見直し (Act)

のサイクルについて、会社全体計画で裏打ちされた予算または教育計画案の実施項目について、計画された事項がPDCAサイクルどおり推進されているかを上記委員会・部課長会議で報告、検証し継続的な安全性の向上に努めております。



(部課長会議)

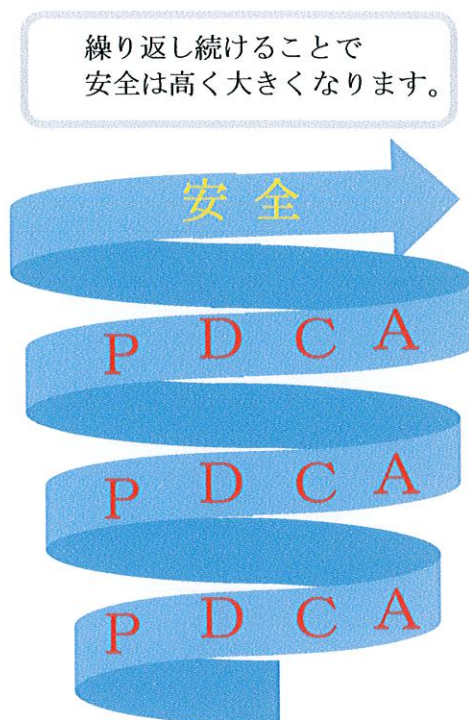


(運転事故防止対策委員会)

輸送の安全の確保に係るPDCAサイクル

- P** l a n 計画
「各種安全対策」「事故防止対策」の
計画・作成・予算化
- D** o 実行
計画された安全施策の実行
- C** h e c k 評価
施策が計画どおり進捗し有効に作用
運用されているか
- A** c t 見直し・改善
計画された案・施策のチェック

運転事故防止対策委員会、部課長会議によりPCDAを推進し
安全施策の実施結果を次の計画に生かし、安全の向上・対策改善
を図っています。



3-4 安全管理体制の充実を図るために

当社では、安全管理体制を明確化し、輸送の安全に対する組織の一層の強化を目的として、制定した「安全管理規程」に基づき、安全を最優先する安全意識の徹底を図り、安全管理体制をより充実して、「輸送の安全」に向けた取り組みを行っています。

また、輸送の安全を推進するため、年間の業務計画については、PDCAサイクルをより推進し、安全に関する対策、情報の展開、改善、見直しを図り、更なる安全管理体制の充実を図っています。

今後とも、引き続き安全に関するマネジメントの考え方や安全管理規程の主旨を十分に理解し、継続的な輸送の安全確保に努めてまいります。

4 鉄道事故等について

2010年度に野岩鉄道で発生した鉄道事故等は、4-1 輸送障害のとおりです。

なお、以下〔鉄道事故等の種類〕に記載した鉄道運転事故及び、その他の電気事故、インシデント（鉄道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態）は発生していません。

〔鉄道事故等の種類〕

（1）鉄道の事故

① 鉄道運転事故

列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、踏切障害事故、道路障害事故、鉄道人身障害事故、鉄道物損事故

② 輸送障害

鉄道による輸送に障害を生じた事態で、鉄道運転事故以外のもの

③ 電気事故

感電死傷事故、電気火災事故、感電外死傷事故、供給支障

（2）災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他大規模な事故により鉄道施設又は車両に生じた被害

（3）インシデント

鉄道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態

閉そく違反、信号違反等、信号冒進、本線逸走、工事違反、車両脱線施設障害、車両障害、危険物漏洩

※詳細は国土交通省令〔鉄道事故等報告規則〕をご参照ください。

4-1 輸送障害

当社で2010年度に発生した輸送障害は自然災害によるものが5件です。

4-2 運転を見合わせた時間

4-1の輸送障害5件により、29時間12分運転を見合わせました。

5 安全への取り組み

当社では、安全性向上施策、職員教育、安全活動、緊急時対応訓練、鉄道テロ対策、列車妨害対策など、様々な安全への取り組みを実施し、事故・災害の未然防止、被害の最小化を図るため、常にたゆまぬ努力をしております。今後も、引き続きお客さまや沿線の皆さまのご協力をいただきながら、さらに安全性の高い鉄道会社を目指します。

以下に、野岩鉄道が2010年度に実施した主な安全への取り組みについて紹介いたします。

5-1 重点安全施策

野岩鉄道では、安全性向上のための、駅の安全対策、軌道の安全対策、防災対策を重点的に実施しました。引き続き、2011年度も安全性向上に努めます。

以下に、駅および軌道、防災に関する安全対策の取り組みについて紹介します。

(1) 駅の安全対策

① 駅ホームの転落防止

駅ホームのエレベーター出口前面に転落防止柵を設置し、お客様のホーム下転落防止対策を実施しています。



(ホーム下転落防止柵)

② 駅ホームの補修

駅ホームの点検を逐次行い、アスファルト沈下による段差および凍害等により破損した点字ブロック等を見つけた場合は、出来るだけ早く補修を行い、お客さまのホーム通行時の安全確保に努力しております。

(補修前)



(補修後)



(2) 軌道の安全対策

総合軌道検測車・マルチプルタイタンパー（自動道床つき固め車両）および除雪車運行

お客さまに安全・快適に乗車していただくために、軌道検測車およびマルチによる軌道整備（道床のつき固め）を実施しています。

また、降雪時には除雪車で除雪を実施し、列車の運行の安全を図っています。



(除雪車)



(総合軌道検測車)



(マルチプルタイタンパー作業の様子)

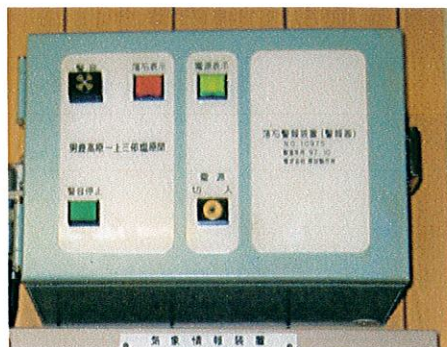
(3) 防災対策

①落石対策

落石対策として、落石防止網、落石防止柵等設置の設置の他、会津鬼怒川線中三依温泉駅～上三依塩原温泉口駅間には、安全対策として落石検知装置を設置しています。この装置は、線路沿いの崖などからの落石を検知すると、運転指令に知らせると同時に、落石を知らせる表示装置が付近を走行中の列車に落石を知らせ、列車を緊急停車させるものです。



(現地落石検知装置)



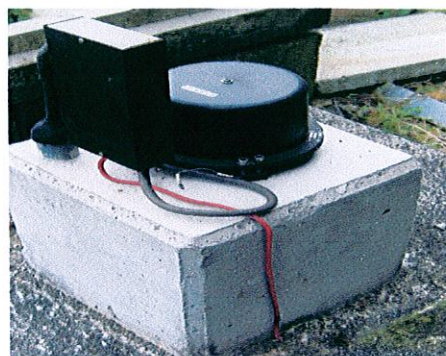
(落石検知表示装置)

②地震対策

新藤原駅構内にある地震計により震度を把握し、地震計の震度に応じて運転規制を行っています。



(地震計震度表示装置)



(地震計本体)

③強風対策

野岩鉄道は、高架線が多く、強風を受けやすいため風速計で把握し、風速に応じて運転規制や運転の見合せを行っています。また、施設区員が日常の点検等において、線路沿いの樹木が強風等で倒れ、列車の運行に支障がある場合はもちろんその他、倒木により列車の運行に支障が出る恐れがあるところを発見したときは、樹木の所有者にご協力をいただきながら、樹木の伐採を行っています。



(三杯風速計)



(風速計表示)

(4) 車両の安全対策

お客様がホームから車両連結部への転落を防止するため、転落防止用外ホコを2011年6月に全編成に設置いたしました。



(設置前)



(設置後)

5-2 国土交通省令等の改正にともなう取り組み

「鉄道に関する技術上の基準を定める国土交通省令等の一部改正」(平成18年7月1日施行)にともない、野岩鉄道では以下の取り組みを実施しています。

1 運転士異常時列車停止装置 (デットマン) ※運転士の異常時に列車を自動的に停止させる装置です。	全編成に設置。 (2011年6月完了)
2 運転状況記録装置 ※運転中の状況 (速度やブレーキの状況等) 把握するための記録装置です。	全編成に設置。 (2011年6月完了)
3 防護無線非常電源切換装置 ※異常時において常に列車無線の電源を確保するための装置です。	全編成に設置。 (2011年6月完了)
4 飲酒や薬物を使用した状態での運転禁止	運転士と車掌は、出勤時に全員に対して、アルコール検知器で酒気をおびていないことを確認しています。

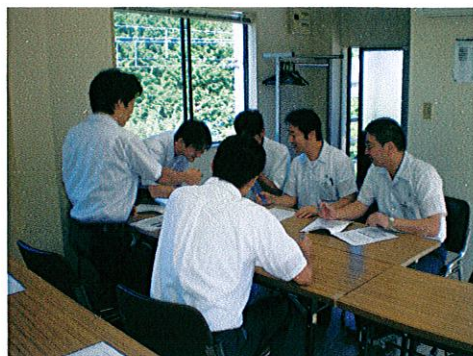
5-3 安全活動

5-3 安全活動

(1) KYT(危険予知トレーニング)活動

駅務区長の講師による「業務災害等の防止を目的とした安全教育」を野岩鉄道全職員に実施しています。

これは、危険に対する感受性を高めることおよび危険予知能力を向上させることにより、普段の行動の中に潜む「危険要因の先取り」を身に付けることで、職種を超えた全員が「安全に対する共通の認識」を持つことです。また、ヒューマンエラーによる事故や災害を未然に防ぐことを目的としています。

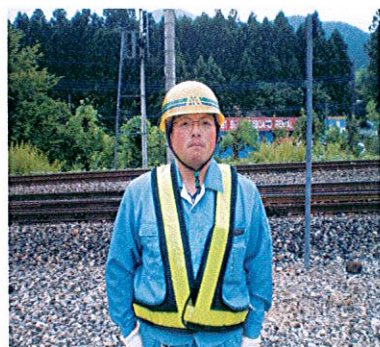


(安全教育)

(2) その他

① 線路内の作業における作業員の安全確保

線路内および線路に近接する作業にあたる際は、安全ベスト(V字型の蛍光色を配したベスト)を着用し列車からの視認性向上を図るなど、安全性を確保しています。



(安全ベストの着用)



(列車接近了解合図)

②アルコール検知器の使用

運転士及び車掌には出勤時に必ずアルコール検知器を使用して、酒気を帯びていないことを管理者が確認するとともに、勤務を控えての飲酒禁止を徹底し、事故防止を図っています。



(アルコール検知風景)



(アルコール検知器)

5-4 緊急時対応訓練

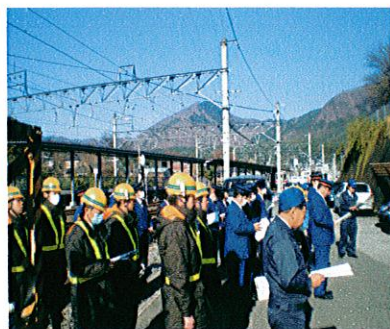
当社では、緊急時に対応するため様々な訓練を実施しています。

訓練名	内容	実施日	実施場所
野岩・東武・会津鉄道合同異常時訓練	信号機故障時の対応	2010年 7月21日	東武鉄道 鬼怒川公園駅～ 新藤原駅間
発災対応訓練	地震発生時の対応	2010年 9月1日	中三依温泉駅～ 男鹿高原駅 間
野岩・会津鉄道合同異常時訓練	信号機および転てこ故障時の対応	2010年 10月22日	会津鉄道 会津荒海駅 会津高原尾瀬口駅
異常時総合訓練	車両脱線救援訓練 およびレール破損 応急処置訓練等	2010年 11月29日	新藤原駅構内

合同異常時訓練では、落雷による信号機故障などを想定し東武鉄道・会津鉄道と連絡を密にして、指導通信式訓練を実施、さらに発災訓練では大規模地震発生を想定しての落石対応やレール点検訓練などを実施しました。



(野岩・東武・会津鉄道合同異常時訓練)



(異常時総合訓練)



5-5 鉄道テロ対策

当社では、鉄道テロ対策に国土交通省が作成した「鉄道テロへのガイドライン」に基づき、取り組んでいます。

(1) 目に見える鉄道テロ対策

①防犯カメラの設置

防犯カメラを設置して駅事務室にてモニターで監視しています。

②不審物の発見等に関するご協力お願い放送等

駅構内や列車内において、不審物の発見等に関するご協力をお願いする掲示や放送などを行っています。

③「警戒中」腕章、胸章着用で点検

「警戒中」をアピールするため腕章、胸章、掲示板により警戒態勢を敷いていることが見える形で巡回警備を行っています。



(防犯カメラ)



(監視モニター)



(車内点検)



(駅・変電所等の掲示板)



5-6 列車妨害対策

列車の運行を妨害する行為には、線路への置石おび物の放置・列車への投石・車両への落書きなどがあります。

このような行為は、列車往来危険、器物損壊罪などの犯罪行為で列車の安全運行をおびやかすものであり、場合によっては車内のお客様がけがをされることもあります。

今後も、関係警察と連携して防止に取り組むとともに警備等の巡回の強化を行っていきます。



(立入禁止標)



(屋外防犯カメラ)



※ 野岩鉄道からお願い

線路内に物を置いたり、電車に物を投げるところや車両に落書きするところを見かけましたら、最寄の駅や新藤原駅または野岩鉄道本社にお知らせください。

6 ご利用のお客さま、沿線の皆さま、 関係者の皆さまとともに

当社は、地元自治体・警察・消防とともに協力して事故防止を図っています。また、ご利用のお客様、沿線の皆さまへのPR活動をすすめています。

6-1 ご利用のお客さま、関係者の皆さまへのPR活動

(1) 春・秋の全国交通安全運動への参加

① お客さまへのPR活動

期間中、駅および本社に交通安全横断幕の掲出、また、踏切道には交通安全ののぼり旗を設置し、列車内および駅においてはPR放送を適宜行っています。

② その他

沿線小学校へは、列車妨害（線路置石）防止の啓蒙活動、踏切道通行時の指導等を所轄警察署と協力して行っています。



(交通安全運動横断幕)



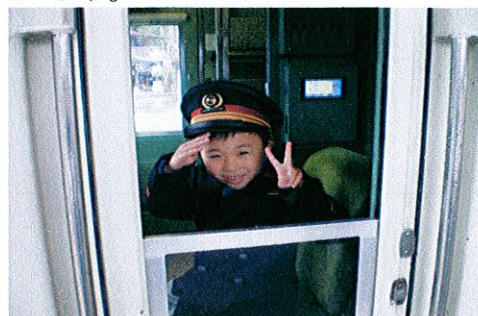
(交通安全運動のぼり旗)



(沿線小学生を対象とした踏切道通行時の指導)

(2) 電車の保育園を開催

鉄道へのいたずら防止と鉄道のPRを目的に、沿線の園児を招き「電車の保育園」を開催し沿線の皆様に鉄道に対する理解を呼びかけています。

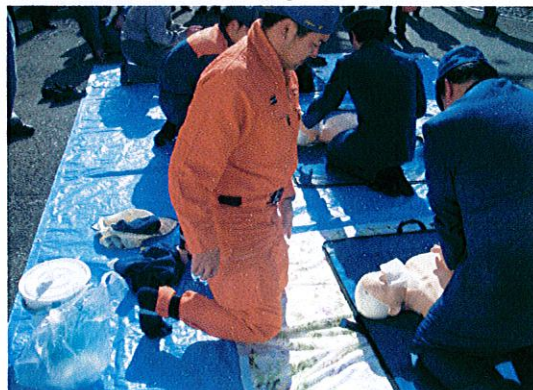


(電車の保育園)

6-2 関係者の皆さまとの協力体制

(1) 異常時総合訓練における外部機関との連携

毎年1回異常時総合訓練を実施しています。これは、地元消防署や警察署と協力して訓練を実施するもので、不審物・不審者などテロによる事故・急病人発生時および酔客の対応法など実践的に訓練し知識、技能の向上を目的としています。



(異常時総合訓練)

(2) 子ども安全見守り所・こども110番の駅

全国的に登下校時の子どもが犯罪の被害にあう事件が多発しており、野岩鉄道では危険から子どもを守るため、自治体等と連携し、新藤原駅を「子ども安全見守り所」および「こども110番の駅」として、児童・生徒が身の危険や、不安を感じたときに、直ちに駆け込み、救助を求められる緊急の避難場所として、子どもの安全確保を図っています。



(子ども安全見守り所・こども110番の駅)

6-3 ご利用のお客様へのお願い

野岩鉄道から、ご利用のお客様へ、電車を安全・安心にご利用いただくためのお願いがあります。

(1) ホームでのお願い

① 電車の乗降の際は —▶ 無理な乗降はおやめください！

発車間際の駆け込み乗車や余裕のない降車は、転倒や転落事故につながるだけでなく、ドアに挟まれ思わぬ事故になりかねませんので大変危険です。

また、列車に遅れが生じたり、ご乗車されているお客さまのご迷惑にもなります。お客様が快適にご利用できるよう、また、列車の安全運行確保のためご協力ください。

② ホームを歩くときは —▶ 黄色い線の内側をお歩きください！

ホーム歩行時に黄色い線の内側を歩行してください。ホームの端を歩くことにより、列車との接触事故や、ホーム下転落につながる恐れがあります。



(2) 車内でのお願い

電車は安全確保のため、やむを得ず急停車することがあります。電車の中では、座席にお座りになるか、手すり・つり革におつかまりください。

ベビーカーをご利用のお客様は、ベビーカーは急停車のとき動いたり転倒する恐れがありますので、ストッパーをかけベビーカーから手を離さないようにご注意ください。混雑した車内では他のお客様のご迷惑とならないよう、ベビーカーを折りたたんでいただきますよう、ご協力ください。

また、非常の場合は、**車内の非常報知器の赤いボタンを押してください。**



(車内の非常報知器)

(3) 踏切でのお願い

①警報機が鳴り始めた時は——▶ **踏切内に入らないでください！**

警報機が鳴り始めたら、電車が直ぐ近くにきています。危険ですから電車の通過を待って、安全を確かめてからお渡りください。

②万が一、車が踏切内に閉じ込められた時は——▶ **遮断桿（しゃだんかん）を車で押して脱出してください！**



(電車が直ぐ近くです)



(入ってしまったら車でそのまま押してください)

③踏切およびその付近で異常を発見した時は——▶ **非常ボタンを押してください！**

押ボタン式踏切支障報知装置（非常ボタン）が設置してある踏切では、すぐに非常ボタンを押してください。



(踏切用非常ボタン)

(4) 業務用ビニールなどの架線への飛来防止のお願い

業務用ビニールなどが強風で飛ばされて架線に絡むと列車の運行に支障が生じます。業務用ビニールなどは風に飛ばされないよう保管、管理してください。

(5) 迷惑行為に対するお願い

お客さま同士の喧嘩などの暴力行為、痴漢など迷惑行為を見かけた場合は、駅係員、乗務員にお知らせください。

電車を快適にご利用いただくため、お客様のご協力をお願いします。

7 安全報告書へのご意見や列車のご案内

列車の運行状況、時刻、運賃や沿線情報などに関しては野岩鉄道ホームページ、または、野岩鉄道本社にお問合せください。また、本「安全報告書」に関するご意見・ご要望につきましても、今後の参考にさせていただきますので、ぜひともお寄せくださいますようお願いいたします。

野岩鉄道に関するお問い合わせ

野岩鉄道本社

TEL 0288-77-2355
(受付時間 8:50~17:30)

野岩鉄道ホームページ

<http://www.yagan.co.jp>